**火薬類無許可消費数量について**

火薬類取締法施行規則第４９条より、一定数量以下の火薬類は消費許可なしで消費することができます。

理化学上の実験

・火薬5kg以下

・無添加可塑性爆薬以外の爆薬2.5kg以下

・工業雷管・電気雷管・銃用雷管・信号雷管・実包・空包・信管・火管もしくは導火管付雷管100個以下又は導爆線もしくは導火管200m以下

※いずれも1回につきの量

射的練習

射的練習の用に供するために当該練習者が、消費する場合には、実包又は空包400個以下　※いずれも1日につきの量

煙火（花火）

**下記①～③の全ての上限を満たす数量の打揚煙火**

※同一の消費地において1日につきの量

1. 直径14cm以下の球状の打揚煙火75個以下
2. 直径6cmを超え直径14cm以下の球状の打揚煙火25個以下
3. 直径10cmを超え直径14cm以下の球状の打揚煙火10個以下

※図で表すと以下のとおり

75個以下

25個以下

|  |  |
| --- | --- |
| 直径10cmを超え直径14cm以下 | 10個以下 |
| 直径6cmを超え直径10cm以下 |  |
| 直径6cm以下 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　全ての上限を満たすことが必要

・仕掛煙火に使用する炎管の数200個以下

※同一の消費地において1日につきの量

・爆竹であってその1本が火薬1g以下爆薬0.1g以下の煙火300個以下。

※爆竹は点火によって爆発音を出す筒物を連結したものであってその本数が30本以下のものに限る。

※爆薬は爆発音を出すためのものに限る

・ファイヤークラッカーその他の点火によって爆発音を出す筒物であって火薬1g以下爆薬0.1g以下の煙火300個以下

※スモーククラッカーを除く

※爆薬は爆発音を出すためのものに限る

※煙火はマッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く

演出効果に供するための煙火

・映画、放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会、その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するための煙火を消費する場合。（打揚煙火を除く）

**下記①～③の全ての上限を満たす数量の煙火**

1. その原料をなす火薬又は爆薬が50g以下の煙火85個以下
2. 原料をなす火薬又は爆薬が15gを超え50g以下の煙火35個以下
3. 原料をなす火薬又は爆薬が30gを超え50g以下の煙火5個以下

※図で表すと以下のとおり

85個以下

35個以下

|  |  |
| --- | --- |
| 原料火薬・爆薬量30g超、50g以下 | 5個以下 |
| 原料火薬・爆薬量15g超、30g以下 |  |
| 原料火薬・爆薬量15g以下 |  |

全ての上限を満たすことが必要

・発煙筒、撮影用照明もしくは爆薬

原料をなす火薬もしくは爆薬が0.1g以下の煙火においては無制限

※いずれも同一の消費地において1日につきの量

※爆薬は爆発音を出すためのものに限る

発煙筒

防霜、防虫、消火演習、気象観測又は気密検査の用に供するために発煙筒を消費する場合には、無制限

消火用煙火

消火又は消火演習の用に供するために消火用煙火を消費する場合には無制限

動物駆逐・捕獲用

・動物の駆逐の用に供するために消費する場合には、空包100個以下又は原料をなす火薬又は爆薬10g以下の煙火200個以下

※いずれも1日につきの量

・動物の行動の範囲の調査その他動物に係る調査の用に供するために動物に取り付ける装置であって、空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報その他の情報を送信し、及び記録するもの（以下「発信器」という。）を動物の駆逐を目的とする調査のために消費する場合（当該発信器の原料をなす火薬が30mg以下で、かつ、爆薬が30mg以下である場合又は火薬が60mg以下である場合に限る。）には無制限

・動物の捕獲の用に供するために薬液注入用薬包を消費する場合には無制限

建設用

・建設用びょう打ち銃用空包200個

（原料をなす火薬又は爆薬0.4g以下のものは400個）以下

・コンクリート破砕器150個以下

・工業銃用実包100個以下

・爆発びょう500個以下

・爆発せん孔器50個以下

・鉱さい破砕器20個以下

※同一の消費地において1日につきの量

医療用

爆薬11mg以下の体外衝撃波腎結石破砕機用圧力発生具を消費する場合は無制限

競技用

競技用紙雷管は無制限